4　法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の規定の例により、行わなければならない。

5　法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

附則第三条の二の七第二項第三号ロ中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る。

附則第四条の九の二の次に次の二条を加える。

（法附則第十二条の二の十一第一項の認定又は評価）

第四条の十　法附則第十二条の二の十一第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（附則第五条の二及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定」という。）又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。）第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

（法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等）

第四条の十一　法附則第十二条の二の十三第一項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証（以下この条から附則第五条の二までにおいて「自動車検査証」という。）においてノンステップバスである旨が明らかにされているものとする。

2　法附則第十二条の二の十三第一項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車（第四項第一号において「乗合バス」という。）　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準

二　法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（第四項第二号において「貸切バス」という。）　公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

3　法附則第十二条の二の十三第二項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証においてリフト付きバスである旨が明らかにされているものとする。

4　法附則第十二条の二の十三第二項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　乗合バス　公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準

二　貸切バス　公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

5　法附則第十二条の二の十三第三項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証において認定ユニバーサルデザインタクシーである旨が明らかにされているものとする。

6　法附則第十二条の二の十三第三項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。

7　法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）、衝突被害軽減制動制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。以下この条において同じ。）又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。）のいずれか二以上を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

8　法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9　法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

10　法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

11　法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第百四十五条の二の基準とする。

12　法附則第十二条の二の十三第四項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

13　法附則第十二条の二の十三第四項第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重について明らかにされているものとする。

14　法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

15　法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置のいずれかを搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

16　法附則第十二条の二の十三第七項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

17　法附則第十二条の二の十三第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる事項

イ　法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ　自動車の通常の取得価額（法第百五十六条に規定する通常の取得価額をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ　自動車の乗車定員